国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則を次のように定める。

（令和３年３月１１日学長選考会議議長裁定）

国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則

国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則（平成28年6月21日学長選考会議議長裁定）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改　　正　　後	現　　行
（趣旨） 第1条　この細則は，国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程（平成16年旭医大達第193号）第2条第4号及び第11条の規定に基づき，国立大学法人旭川医科大学学長（以下「学長」という。）の業務執行状況の確認（以下「業務執行状況の確認」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。 第2条～第5条（略） 附　則 この細則は，令和3年3月11日から施行する。 【改正理由】 規定の整備を図るものである。	（趣旨） 第1条　この細則は，国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程（平成16年旭医大達第193号）第2条第4号及び第10条の規定に基づき，国立大学法人旭川医科大学学長（以下「学長」という。）の業務執行状況の確認（以下「業務執行状況の確認」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。 第2条～第5条（略）